

報告第11号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月19日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第1号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和元年6月14日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 89,170円

2 相手方の住所及び氏名

(1) 住 所 兵庫県明石市

(2) 氏 名

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金89,170円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和元年5月23日午前10時30分ころ、都市整備部都市総務課の道路保安員が淡路市役所職員駐車場に隣接する兵庫県が管理する臨港道路の歩道において草刈作業を行っていたところ、使用していた草刈機が石を跳ね上げ、同駐車場に駐車していた相手方の自動車後部ガラスに衝突し、損傷を与えた。